

パート・アルバイト 規約

合同会社Restore (以下「甲」)が、パート・アルバイト契約者である乙 (以下「乙」)に配達業務を受託するにあたり、甲乙間で遵守すべき事項を、本規約において定めるものとする。乙は、以下の事項を事前に理解し、遵守することに合意の上で業務を誠実に行うものとする。

第1条 対象業務

1. 甲は、乙に対して、「株式会社出前館」からの業務を受託する。
2. 乙は株式会社出前館による業務規約を全て順守する
3. 第1条2について弊社契約後の変更があった場合も含む

第2条 賃金

1. 乙はアプリからの業務を受託した場合、受け取りからお届けまでの時間を労働時間とし基本的に1配達20分とする
2. 甲は乙に対し、その時給が平均して最低時給を下回った場合、対象月の労働時間の提出をもってその最低時給を保証するものとする
3. 時給計算は下記計算となり最低賃金を下回ることがないこととする
配達報酬 ÷ 配達回数 × 20 ÷ 60
例、11時から14時で 配達回数8回 の場合労働時間は 20分 × 6 2時間になります
4. 1回の配達料金は、距離やインセンティブにより上昇し配達報酬も増加致する
5. 出前館からのブースト報酬がある場合第2条4項の料金に所定の倍率が加算されたものから消費税と手数料を引いた額が報酬となります

第3条 委託料の支払・代金引換の注文の取り扱い

1. 代金引換注文にて受領した代金は、別途当社の指定がない限り、受領日から翌々日の15時まで当社指定口座GMOあおぞら銀行へ入金する
2. 入金振込み手数料がかかる場合は乙の負担とする
3. 当社は株式会社出前館からの委託料の振り込みがあった日より5営業日以内に乙の銀行口座へ振り込むものとする。また、当社指定 GMOあおぞら銀行以外への振込手数料は乙の負担とする

4. 当社は、委託料を支払う時点において、当社に引き渡していない代金引換注文において受領した代金に引き渡し期限を経過したものがあある場合には、委託料と相殺 することができるものとする
5. 振込の遅れ金額の間違いがあつた場合、事務手数料として税別 500円を徴収する

第4条 確認事項

1. 乙は株式会社出前館からの業務資料を確認し規約事項に関する内容を理解したうえで業務を行っていることとする
2. 第4条1に対して乙に理解の不備がある場合、甲は注意勧告、指導、契約の破棄をできるものとする
3. 労災保険、雇用保険、所得税について、義務があるものについては弊社で加入手続きと支払い業務を行う
4. 就労時間制限があるものは制限内までとする、また商品ピックアップから配達完了以外は就労時間には含まれない休憩時間とする

第5条 損害賠償

1. 乙は甲に対し業務上の損害を与えた場合、その全額を支払う

第6条 契約破棄について

1. バイクの任意保険の未加入やその他法律や出前館からのルールに触れるような重大な違反があつた場合、さかのぼつての契約破棄をさせていただきます

第7条 免責

1. 地震、落雷、暴風雨、洪水等の天災地変、戦争、動乱、暴動、騒乱、疫病の蔓延及びこれに伴う措置、火事、停電、輸送機関等の事故、災害の予防又は公共の利益の実現のための規制等の不可抗力によって発生した配達業務上の損害について

以上